

12月21日(月) 大阪地裁202号大法廷

国相手の大飯原発止めよう裁判(第16回法廷)の傍聴を!

法廷後の報告・交流会 ゲスト:青田由幸さん 講演「南相馬の逃げ遅れた人々」

12月21日は、大阪地裁で国相手の大飯原発止めよう裁判の第16回法廷です。

高浜原発の再稼働を進める国に反対の意思を示すためにも、裁判に結集しましょう。原告以外の方も傍聴できます。傍聴の抽選があります。

❖ 抽選: 裁判所別館南側玄関前 ・ 整理券の配布 14:30~14:45 ・ 抽選: 14:45	❖ 法廷: 15:00~ 大阪地裁 202号大法廷 ❖ 報告交流会 法廷終了後~17:30 場所: AP大阪淀屋橋 4階北A室 (裁判所から一緒に移動します)
---	--

◆裁判の最大の争点である地震動の過小評価について、関電・国は「入倉・三宅式」で十分だとしています。原告側の反論と求釈明に対して、今回は国が回答することになっています。

「入倉・三宅式」は地震の規模(地震モーメント)を求める経験式の一つです。地震の規模は、津波高さの評価でも、地震動の評価でも、その前提となるものです。前規制委の島崎邦彦氏は11月28日の活断層学会でも、入倉・三宅式が過小評価になるという発表を行っています。

原告は、新たに汚染水問題と敷地内破砕帯等について、国への反論書面を準備中です。

◆法廷終了後、近くの会場に移動して、報告・交流会を行います。当日の法廷の内容、原告書面等について弁護団・原告団から報告があります。

今回の交流会は南相馬市の青田由幸さんをお迎えします。3.11当時の南相馬市の障がい者の避難がいかに困難で壮絶なものだったか、そして現在の南相馬市の実態等について語っていただきます。さらに、3.11後に原子力災害対策基本法が改正され、要援護者名簿の作成・緊急時の開示、福祉避難所等の設定が盛り込まれましたが、法改正を勝ち取るまでの苦難の活動等についても話していただきます。

避難計画の実効性もないまま再稼働に突き進もうとしている現在、これを止めるため、講演から多くを学びましょう。

青田由幸さん [プロフィール]

特定非営利活動法人さぼーとセンターびあ代表理事

震災直後、全国の市町村で唯一個人情報開示のもと、南相馬市内に取り残された障害者の安否確認、生活支援を行った。

1954年福島県南相馬市生まれ。

妻、次女(重度障がい者)とともに仙台市在住。

震災後は両親の介護のため本人、長女と南相馬市在住。

2008年5月NPO法人を立ち上げ、障害福祉サービスとして生活介護、就労支援B、活動支援センター、障がい者相談支援の事業を運営している。

「原発震災、障がい者は…消えた被災者」

著: 青田由幸・八幡隆司



地下鉄御堂筋線 「淀屋橋駅」北改札より徒歩約3分

おおい原発止めよう裁判の会(連絡先:美浜の会気付)

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581